

(令和5年4月1日現在)

始良市ふるさと移住定住促進条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における移住定住を促進するために必要な助成措置を講じることにより、本市の中山間地域の活性化と均衡ある発展を図るとともに、空き家の有効活用を図り、豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象地区 別表第1の右欄に掲げる小学校区をいう。
- (2) 市街地 補助対象地区以外の地域をいう。
- (3) 転入定住者 令和5年4月1日(以下「基準日」という。)から令和8年3月31日までの間に、本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市の補助対象地区に転入し、本市の市民として住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者をいう。ただし、本市の補助対象地区から転出又は転居後1年に満たない間に再転入した者は除く。
- (4) 転居定住者 基準日から令和8年3月31日までの間に、市街地から定住の意思をもって補助対象地区に転居し、当該補助対象地区の住民として現に住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者をいう。ただし、当該補助対象地区から転出又は転居後1年に満たない者は除く。
- (5) 補助対象地区内転居定住者 補助対象地区内の貸家(2親等以内の者が所有する貸家に居住する者は除く。)若しくは給与住宅(企業などが給与の一部として与える社宅や寮などをいう。以下同じ。)又は公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の住民として現に住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者で、かつ、定住の意思をもって補助対象地区内で転居し、当該補助対象地区の住民として現に住民基本台帳に記載され、本市に生活の本拠がある者をいう。
- (6) 世帯責任者 世帯において主として世帯の生計を維持している者又は住宅取得若しくは増改築に係る経費を最も多く負担している者と市長が認めるものをいう。
- (7) 貸家 賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する一戸建ての住宅をいう。ただし、給与住宅及び公営住宅を除く。

- (8) 建売住宅 建築工事の完了の日から起算して3年を経過しない住宅で、人の居住の用に供したことの無いものをいう。
- (9) 中古住宅 建築工事の完了の日から起算して3年を経過した住宅又は人の居住の用に供されたことのある住宅をいう。
- (10) 承継 2親等以内の関係にある親族から中古住宅を相続し、又は贈与を受けることをいう。
- (11) 市内建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者で、法人にあつては市内に本店、支店等の活動拠点を有し、個人にあつては市内に主たる事業所を有する者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 基準日以後に自己が居住する目的で住宅を新築若しくは購入（2親等以内の関係にある親族が所有する住宅の購入を除く。以下同じ。）又は購入した中古住宅を増改築した転入定住者、転居定住者又は補助対象地区内転居定住者の世帯責任者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者。ただし、規則で定める補助金等により、住宅を新築若しくは購入又は購入した中古住宅を増改築した者を除く。
 - ア 転入日又は転居日において満65歳未満であること。
 - イ 居住地区の活性化の推進に協力する意思を有する者
 - ウ 納付義務を負う市区町村税に現に滞納がないこと。
 - エ 補助対象者並びに現に同居し、及び同居しようとする者が始良市暴力団排除条例（平成24年始良市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (2) 基準日以後に自己が居住する目的で承継した中古住宅を増改築した転入定住者、転居定住者又は補助対象地区内転居定住者の世帯責任者で、前号アからエまでのいずれにも該当する者。ただし、承継した中古住宅を規則で定める補助金等により、増改築した者を除く。
- (3) 基準日以後に補助対象地区の貸家に入居した転入定住者又は転居定住者の世帯責任者で、第1号アからエまでのいずれにも該当する者

（補助金の種類及び額等）

第4条 補助金の種類、交付区分、交付金額及び限度額は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 別表第2により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた

ときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則で定める方法により、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、次に掲げる場合を除き、当該申請を行った者に対し、補助金の交付決定及び額の確定をするものとする。

(1) 第3条に掲げる要件を満たさない場合

(2) 申請に偽りその他不正があった場合

(3) 申請時に既に転出していた場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認める場合

2 前項の規定に基づき補助金の交付決定及び額の確定を受けた者のうち、この条例の規定に基づき既に補助金の交付を受けたことがある者の補助金の交付金額は、既に交付された額を控除した額とする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 住宅等取得補助金の交付を受けた者が補助対象地区に新築又は購入した住宅へ住所を移した日から5年以内に生活の本拠を移すことになったとき。

(2) 住宅等取得補助金の交付を受けた者が補助対象地区に新築又は購入した住宅へ住所を移した日から5年以内に、当該補助金の交付対象となった住宅を売却、譲渡又は貸付けしたとき。

(3) 家賃補助金の交付を受けた者が補助対象地区の貸家へ住所を移した日から3年以内に生活の本拠を移すことになったとき。ただし、補助対象地区内転居定住者が、補助対象地区に自己が居住する目的で住宅を新築若しくは購入又は購入した中古住宅若しくは承継した中古住宅を増改築した場合は除く。

(4) 提出した書類に偽りその他の不正があったとき。

(5) この条例の規定に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

2 前項各号のいずれかに該当する者で、やむを得ない特別の事由があると市長が認めるときは、前項に規定する補助金の返還の全部又は一部を免除することができる。

(報告等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、報告又は書類の提出（次項において「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から報告等を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の始良市ふるさと移住定住促進条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、施行日の前日までに住宅等取得補助金、子ども補助金、住宅増改築等補助金、家賃補助金又は引越費用補助金の交付を受けている場合の補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の始良市ふるさと移住定住促進条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第3号に規定する基準日にかかわらず、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、改正前の条例第2条第1号に規定する補助対象地区に本市以外の市区町村から転入又は本市内から転居し、現に住民基本台帳に記録され、生活の拠点がある者であって、改正後の条例第3条第1号アからエまでのいずれの要件にも該当する者は、同条に規定する補助対象者とみなす。

別表第1（第2条関係）

	補助対象地区
1	永原小学校区
2	竜門小学校区
3	山田小学校区
4	北山小学校区
5	漆小学校区

6	西浦小学校区
7	(旧) 新留小学校区
8	(旧) 中野小学校区
9	(旧) 高牧小学校区
10	(旧) 小川内小学校区
11	(旧) 大山小学校区

備考 この表に掲げる小学校区内に存する自治会については、規則で定める。

別表第2 (第4条関係)

補助金の種類	交付区分	交付金額	限度額
住宅等取得補助金	基準日以後に補助対象地区に住宅を新築し、又は建売住宅を購入した場合	土地の購入に係る取得経費及び住宅の新築又は購入に係る取得経費の総額の2分の1	(1) 補助対象者が転入日又は転居日において満50歳以下の場合 200万円 (2) 補助対象者が転入日又は転居日において満50歳を超え満65歳未満の場合 100万円
	基準日以後に補助対象地区に存する中古住宅を購入した場合		(1) 補助対象者が転入日又は転居日において満50歳以下の場合 100万円 (2) 補助対象者が転入日又は転居日において満50歳を超え満65歳未満の場合 50万円
子ども補助金	住宅等取得補助金交付申請日において、同じ世帯員として住民基本台帳に記録されている小学生以下の者を扶養する場合。ただし補助対象地区内転居定住者は除く。	被扶養者1人あたり30万円	100万円

住宅増改築等補助金	基準日以後に当該補助金に係る補助対象地区内の中古住宅を購入し、その住宅を1年以内に市内建設業者に発注し、当該市内建設業者が増改築工事をした場合（家財道具等の撤去費を含む。）	増改築等に要した経費（50万円以上に限る。）の2分の1	(1) 補助対象者が転入日又は転居日において満50歳以下の場合 100万円 (2) 補助対象者が転入日又は転居日において満50歳を超え満65歳未満の場合 50万円
	基準日以後に当該補助金に係る補助対象地区内の中古住宅を承継し、その住宅を1年以内に市内建設業者に発注し、当該市内建設業者が増改築工事をした場合（家財道具等の撤去費を含む。）	増改築等に要した経費（30万円以上に限る。）の2分の1	(1) 補助対象者が転入日又は転居日において満50歳以下の場合 100万円 (2) 補助対象者が転入日又は転居日において満50歳を超え満65歳未満の場合 50万円
	基準日以後に当該補助金に係る補助対象地区内の住宅を賃借し、その住宅を1年以内に借主が市内建設業者に発注し、当該市内建設業者が増改築工事をした場合（家財道具等の撤去費を含む。）	増改築等に要した経費（30万円以上に限る。）の2分の1	50万円
家賃補助金	店舗等併用の賃貸住宅の場合は、住居部分に係る賃料のみを対象とする。	月額賃料の2分の1	1月当たり1万円を上限とし、交付決定月を含め、最長24か月分を限度とする。
引越費用補助金	住宅等取得補助金及び家賃補助金の交付対象者で、基準日以後に当該補助金に係る補助対象地区へ転入又は転居する際に引越し事業者に荷物の搬送を依頼した場合	引越しに要した経費（5万円以上に限る。）の2分の1	(1) 市外からの転入の場合 10万円 (2) 市内及び補助対象地区内からの転居の場合 5万円